

# ○貝塚市議会における会議の傍聴者に対する手話通訳の実施に関する 要領

平成 30 年 12 月 5 日 議会内規第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、公開されている会議の傍聴者に対する手話通訳の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (発言者の心構え)

第 2 条 手話通訳を実施する場合には、発言者は、ゆっくりと丁寧な発言を心がけるものとする。

## (条件)

第 3 条 手話通訳は、公開されている会議を傍聴しようとする聴覚に障害がある者で、手話通訳を必要とするもの（以下「聴覚障害者」という。）による貝塚市議会議長（以下「議長」という。）への申込みに基づき行うものとする。

2 前項の手話通訳は、申込みをした聴覚障害者の傍聴時に限り行うものとする。

## (場所)

第 4 条 手話通訳は、傍聴席又は傍聴室の所定の場所で行うものとする。

## (申込み手続)

第 5 条 手話通訳の実施を希望する聴覚障害者は、貝塚市議会手話通訳実施申込書（様式第 1 号。以下「実施申込書」という。）に必要事項を記入し、貝塚市議会事務局（以下「事務局」という。）を経由して議長に提出しなければならない。

2 実施申込書は、電子メール又はファクスにより提出することができる。この場合における申込みは、電子メール又はファクスを受信したときに議長に到達したものとみなす。

3 申込みは、傍聴しようとする会議が開かれる日（以下「傍聴予定日」という。）の 7 日前（閉庁日は算入しない。）の日の午後 5 時までに行わなければならない。

## (申込み内容の変更)

第 6 条 手話通訳の申込みの内容を変更しようとする聴覚障害者は、貝塚市議会手話通訳実施変更申込書（様式第 2 号。以下「変更申込書」という。）に必要事項を記入し、事務局を経由して議長に提出しなければならない。

- 2 変更申込書は、電子メール又はファクスにより提出することができる。
- 3 前2項の規定による申込みは、できる限り速やかに行わなければならない。

(申込みの取消し)

第7条 手話通訳の申込みを取り消そうとする聴覚障害者は、貝塚市議会手話通訳実施取消申込書(様式第3号。以下「取消書」という。)に必要事項を記入し、事務局を經由して議長に提出しなければならない。

- 2 取消書は、電子メール又はファクスにより提出することができる。
- 3 前2項の規定による取消しは、できる限り速やかに行わなければならない。

附 則

この要領は、平成30年12月5日から施行する。